

## セーフティネット保証制度 認定のお知らせ

経営環境などの業況が悪化し、必要事業資金の円滑な調達に支障をきたしている中小企業者支援の保証制度「セーフティネット保証」の認定の取り扱いが11月1日から変更されました。

当制度の利用には、業種が認定上の指定業種であり、本社（個人事業主の方の場合は主な事業所）の所在地を管轄する市町村長の認定が必要です。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



【お問い合わせ先】市産業振興課（市役所4階）  
TEL 32・3809 / FAX 33・0938

平成25年度

## 市の指名・納入業者の 受付を行います

### 物品納入など

平成25年度に市が発注する物品などの『指名競争入札参加資格審査申請書』の受付を行います。申請書様式は、市ホームページよりダウンロードできますのでご利用ください。

【受付期間】平成25年1月4日(金)～1月31日(木)  
※ 詳細は市ホームページでご確認ください。

### 【お問い合わせ・申請先】

市契約検査課（市役所4階）  
TEL 32・2121 / FAX 33・1559

輝

～かがやき～

## 「老人クラブ」に 加入しませんか？

老人クラブとは、老後も楽しく充実した毎日をおくる準備活動として、年齢を問わず、子供からお年寄りまで参加できる団体です。現在は市内に31の老人クラブがあり、約2,500名が様々な活動をしています。

「老人クラブ」という名前に抵抗を感じる方も多いかと思いますが、健康維持や友達づくり、趣味活動のため、老人クラブに加入してみませんか？興味のある方は、お問い合わせ先までご連絡ください。

【年会費】1,000円程度  
※各クラブにより異なります。

### 【活動内容】

ウォーキング大会、体育大会、公園や神社の清掃、地域交流サロン、親睦旅行、カラオケや民謡など趣味教室、芸能大会、お花見、介護予防や交通安全の勉強会、保育園児や小学生との交流会、地域の行事参加 など

### 【お問い合わせ先】

- ◎ 市介護福祉課高齢福祉担当  
☎ 32・3507 / FAX 35・0272
- ◎ 小松島市老人クラブ連合会事務局  
☎ 33・2255

## 家事事件手続法が施行！

### ●家事事件手続法とは？

家事事件（家事審判および家事調停に関する事件）の手続を定める法律です。国民に利用しやすく現代社会に適合した家事事件の手続を定めるために新たに制定されました。

### 【家事審判】

裁判官が様々な資料に基づいて判断し決定する手続

### 【家事調停】

裁判官1人と調停委員2人以上で構成される調停委員会が、当事者双方から言い分を十分に聴きながら、話し合いを行う手続

### ●新しく設けられた制度

☆原則として、申立書の写しが相手方に送付される

☆電話会議・テレビ会議システムを利用することができる など

### ●施行日

平成25年1月1日から施行されます。

### 【お問い合わせ先】

徳島地方裁判所事務局（徳島町一丁目5番地）  
☎ 088・603・0111